建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、徳島市上下水道局入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱第1条に規定する一般競争入札及び徳島市上下水道局条件付公募型指名競争入札実施要綱第1条に規定する公募型指名競争入札(以下「一般競争入札等」という。)に係る業者の選定について、別に定めるもののほか、必要な事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第1条の2 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。
- (1) 配水管布設工事 上水道を需要者に供給するための管路及び附属設備を開削工法又は非開削工法により公道等に設置する工事をいう。
- (2) 推進工事 仮設としての立杭を設置し、杭内において管本体又は仮管(さや管)を入力または掘削機 械等を用いながらジャッキ等(けん引機を含む)で推進もしくはけん引して管を地中の所定の位置に設置する工法(シールド工法及びセミ・シールド工法を除く。)によって施行される工事をいう。(対象となる工事)
- 第2条 この運用基準の対象となる工事は、一般競争入札等に係る工事とする。

(準用)

第2条の2 配水管布設工事及び推進工事の一般競争入札等にかかる業者選定については本要綱で定める。なお、それ以外の工種における一般競争入札等にかかる業者選定については、本要綱に定めのないものは、徳島市の一般競争入札等に係る業者選定運用基準を準用する。

(業者数)

- 第3条 業者数は原則として下記に記載された業者数とする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合及び徳島市上下水道局特定建設工事等共同企業体取扱要綱に該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 配水管布設工事における予定価格が3千万円未満の工事については、20業者程度とする。
 - (2) 配水管布設工事における予定価格が3千万円以上の工事については、10業者程度とする。
 - (3) 推進工事においては、12業者とする。なお、この数字に満たない場合は、当該区分より上位区分の者を参加させるものとする。

(参加条件)

第4条 一般競争入札等に参加できる業者は、特別な技術を要する工事及び他の要綱等で規定のあるものを除き、原則として徳島市内に建設業法(昭和24年法律第100号)上の主たる営業所(以下「本店」という。)を有する業者(以下「市内業者」という。)とする。

(市内業者の参加資格)

- 第5条 一般競争入札等に参加できる市内業者の等級等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、特別な 技術を要する工事等特に理由があると認められる場合はこの限りでない。
 - (1) 一般競争入札等に参加できる業者は、上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱により作成された徳島市上下水道局(以下「当局」という。)の有資格

者名簿に登載されている業者とする。

- (2) 配水管布設工事については、徳島市上下水道局水道施設工事業者格付基準により作成された当局の有資格者名簿に登載されている業者とする。この場合において、徳島市上下水道局建設工事請負業者選定要綱で等級が定められている配水管布設業者で、同要綱別表に定められている等級別標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。
- (3) 推進工事については、徳島市上下水道局推進工事請負業者選定基準により作成された当局の有資格者名簿に1年以上継続して搭載されている業者とする。この場合において、徳島市上下水道局推進工事請負業者選定基準第7条及び別表の規程により定める区分ごとの標準発注金額の範囲内の予定価格の案件に参加することができる。
- 2 特殊な工法を用いた工事又は専門性が高いと認められる工事について、一般競争入札等に参加できる市内業者は、原則として過去5年間において、同種の工事の元請実績若しくは下請実績、共同企業体における代表者若しくは構成員としての元請実績、当局が実施した一般競争入札の参加実績(参加資格を有しなかった場合を除く。)又は当局の指名実績のいずれかを有することとする。

(市外業者の参加資格)

- 第6条 一般競争入札等に参加できる市外業者の等級等の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱により作成された有資格者名簿に登載されていることとする。
 - (2) 配水管布設工事における当該一般競争入札等参加申請時の最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(以下「最新の経審通知書」という。)における水道施設工事の総合評定値が900点以上であることとする。
 - (3) 推進工事における最新の経審通知書における土木一式工事の総合評定値が1300点以上であることとする。
- 2 一般競争入札等に参加できる市外業者は、特殊な工法を用いた工事又は専門性が高いと認められる 工事について、原則として過去5年間に同種の工事の元請実績又は共同企業体における代表者として の元請実績のいずれかを有することとする。
- 3 推進工事においては土木一式工事に係る最新の経審通知書における平均完成工事高の額が予定価格 を超えていることとする。

(市外業者の参加資格の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、配水管布設工事においては該当する業者数が第3条に規定する業者数に満たない場合は、最新の経審通知書における総合評定値を引き下げるものとする。

(その他)

第8条 この運用基準に定めのない事項については、そのつど徳島市上下水道事業管理者がこれを定める。

附則

この運用基準は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成30年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和元年6月1日から施行する。 (経過処置)
- 2 この運用基準による改正後の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準は、この運用基準の施行の日以降に公告又は情報開示した工事から適用し、同日前に公告又は情報開示した工事については、なお、従前の例による。

附則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、令和3年6月1日から施行する。